

平成20年9月29日

日スイス自由貿易・経済連携協定交渉の大筋合意について

日スイス自由貿易・経済連携協定（FTEPA）交渉は、先週スイス・ベルンで開催された第8回会合において、各交渉分野で集中的な交渉が行われた結果、大筋合意に至りました。

1. 日スイス自由貿易・経済連携協定交渉は、先週スイス・ベルンで開催された第8回会合において、各交渉分野で集中的な交渉が行われた結果、大筋合意に至りました。
2. 本協定の主な特徴は以下の通りです。
 - 我が国にとって、欧米先進国との間の初のEPA。今後、実現を目指す日本とEUの経済統合協定へのモデルケースともなり得る。
 - 物品貿易については、10年以内に往復貿易額の99%以上を関税撤廃。特に、スイス側が全ての鉱工業品について即時関税撤廃をオファーするなど、質の高い自由化を実現。
 - 原産地証明制度については、従来の第三者証明制度に加え、我が国のEPAでは初めて認定輸出者による自己証明制度を導入し、輸出者にとり簡便な手続きを導入。
 - サービス貿易、投資及び知財分野でも高いレベルの成果。また、我が国のEPAでは初めて電子商取引章を設置。
3. 各分野の概要は以下の通りです。
 - 物品貿易については、10年以内に往復貿易額の99%以上を関税撤廃。鉱工業品については、スイス側は日本側関心品目である自動車、家電製品を含め全て即時関税撤廃、日本側もほぼ全ての品目につき即時関税撤廃。なお、農産品については日本側はチョコレート等を初めて関税削減。
 - 原産地証明制度については、第三者証明制度に加え、我が国のEPAでは初めて認定輸出者による自己証明制度を導入。輸出者にとってより簡便な手続きを導入。
 - 知的財産分野については、幅広い分野における知的財産の保護及び強

化並びに模倣品・海賊版対策を含む権利行使の規定について、従来のEPAを上回る内容を規定。

- 電子商取引の促進のため、電子送信に関する関税不賦課及びデジタル製品の無差別待遇（内国民待遇、最恵国待遇）等について規定した電子商取引章を、我が国EPAで初めて設置。
- サービス貿易については、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇等につき、WTOでの約束を越える内容のサービス貿易自由化を約束。特に人の移動については、スイス側は日本のスイス現地法人の取締役の国籍要件の撤廃や、滞在許可証の人数制限の日本人への不適用を約束。
- 投資については、一般的待遇、内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止、アンブレラ条項等を盛り込み、自由な投資環境の整備と投資財産の保護の強化を実現。
- 両国の官民参加の対話を通じて、両国のビジネス環境をより一層改善するため、経済関係緊密化小委員会を設置。

4. 今後、本協定の早期の署名を目指して、条文確定のための作業を継続します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

通商政策局欧州課長 高科

担当者：通商政策局経済連携課 相澤

電 話：03-3501-1511（内線 2981～4）

03-3501-1700（直通）